

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十六年十月三日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	鈴 木 弘
埼玉県監査委員	本 木 茂

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備部	本庄県土整備事務所	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	平成 24 年度の「川の再生県民運動推進工事（表示ボード製作）」(331,800 円)について、写真パネルのスタンドを業者に特注で製作させ、過大な支出を発生させたのは不適切であった。	<p>製作した表示ボードについては、平成 26 年 4 月 1 日、埼玉県財務規則第 170 条の 2 に基づく物品の分類替を行い備品出納簿へ記入した。その後、主務課へ保管転換し、県土整備部全体で利活用を図っている。</p> <p>今後、同様の事案が発生することのないよう、職員全体会議等を通じて適正な事務処理について繰り返し周知している。</p> <p>また、出納総務課職員を講師として、適正な財務事務のための職場研修を行うこととした。</p>
教育局	入間向陽高等学校	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	平成 25 年 2 月末に購入した「レーザープリンター」(72,975 円)について、平成 25 年 12 月中旬まで長期にわたり未使用のまま放置し、備品表示を行わないなど適切な管理を怠っていたことは、不適切であった。	<p>当該プリンターについて、監査後直ちに備品表示を行い、使用を開始した。</p> <p>また、学校内の物品について、全ての備品があるか、備品表示がされているかの再点検を行った。</p> <p>再発防止のため、校長が監査結果を全職員に周知するとともに、物品の納品及び備品表示の貼付の際は、複数の職員が確認することで適正な管理を確保することとした。</p> <p>また、今後物品を購入する際には、緊急性及び必要性の検証を十分に行うよう徹底した。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置

企画財政部	利根地域振興センター	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	平成 24 年度の「埼玉県行田地方庁舎の正面玄関内外 2 箇所自動ドア部品交換修繕」(924,000 円)について、修繕に要する期間を十分に調査せず、見積書を徴取し、契約の相手方から期間の延長の申出を受け、見積条件と異なる契約期間で契約していたのは不適切であった。	再発防止のため、所内における周知の他、出納局主催の財務研修等に参加するなど、財務に関する基本的な知識の再習得を図った。
教育局	近代美術館	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	平成 24 年度の「埼玉県立近代美術館施設管理（空調設備保守・運転・中央監視）業務委託」(11,550,000 円)の一部業務の再委託（3 件）について、書面によらず承認していたことは、不適切であった。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。 委託契約締結時には、業務の再委託に関して契約業者との連絡を密に行い、手続きに漏れがないよう徹底することとした。
教育局	大宮光陵高等学校	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。 1 平成 25 年度の書写技能検定試験会場の行政財産使用許可手続きについて、年 3 回実施する検定試験の使用許可をまとめて行っていたが、許可日が第 1 回目の検定試験の実施後となっていた。 2 行政財産使用料について、管理費の算定を誤り、後日、差額を追徴したが、行政財産の変更許可手続きを行っていなかった。	再発防止のため、行政財産使用許可における関係規定や注意点について再確認を行い、適正な事務処理について徹底を図った。 また、年間行事予定表等により、検定実施時期の把握を徹底するとともに、行政財産使用許可手続き漏れを防止するため一覧表を作成することとした。 なお、行政財産の変更許可手続きについては、平成 25 年 12 月 9 日に行った。
教育局	大宮光陵高等学校	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	平成 25 年度の「産業廃棄物処理委託契約」(38,272 円)において、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の執行にあたり埼玉県財務規則等の関係法令を十分確認するよう徹底した。 また、財務チェックリスト（契約・支出）を活用し、複数の職員で確認する等チェック機能の強化を図った。